平成30年 3月13日建設委員会

◆西 委員 おはようございます。ソレイユ堺の西でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは通告に基づきまして、委員会4項目質問をさせていただきたいと思いますが、まず1項目目、私道における下水道整備についてということで質問させていただきたいと思います。

この私道の下水道整備に関して長年取り組んでいただいていると思いますけれども、今 の現状について、市の施策についてお示しいただけますでしょうか。

- ◎櫻本 下水道建設課長 本市では下水道未整備私道を対象に、一定の条件を満たせば利用できる2つの制度があります。1つは市で行う私道公共下水道布設制度で、もう一つは地元住民が業者に依頼して排水設備工事を行い、その工事に対して市が補助金を支出する私道排水設備工事補助金制度であります。これらの制度については沿道住民及び土地所有者全員の同意を必要としております。以上でございます。
- ◆西 委員 2つの制度があるということで、1つは私道公共下水道布設制度ということですが、もう一つは私道排水設備工事補助金制度ということになると思いますけれども、後者のほうの私道排水設備工事補助金制度の過去3年間の予算及び実績についてお示しいただけますでしょうか。
- ◎櫻本 下水道建設課長 過去3年間の予算と補助件数実績としましては、平成26年度は予算2億5,000万円に対して補助対象工事は12工事であり、対象戸数は75戸です。補助金は約5,000万円で施工延長は約630メートルです。平成27年度は予算1億5,000万円に対し補助対象工事は9工事であり、対象戸数は75戸です。補助金は約6,700万円で施工延長は約500メートルです。平成28年度は予算1億5,000万円に対し補助対象工事は5工事であり、対象戸数は18戸です。補助金は約3,400万円で施工延長は約300メートルです。以上でございます。
- ◆西 委員 今お示しをいただいたように、この過去3年間でも5,000万円から3,000万円ということで、いろいろと工事をしていただいていると思いますが、私も地元の西区の関係で何件かこのことに関する御相談をいただいて、非常に困難な事例がたくさんあるという中で御相談をいただいております。使ってる補助金額としては年々減っていると思いますが、しかしながら、これはもともと当初から1億数千万円の予算を計上していただいて、結果的に使ったのは3,000万円、6,000万円ということにあらわされているように、実は、やりたくてもなかなかまだまだ困難で結果的にその年も超えれなかった、次の年も超えれなかったということが続いてるんだと思いますし、実際私もその中の幾つかの例にはかかわらせていただいております。

この非常に困難な、できやすいところはもうやっていただいていると思いますので、非常に困難な事例ということの原因には、やはりこのそれぞれの制度に問題が大いにあるというふうに言わざるを得ないと思っています。制度上では所有者全員の同意が必要ということで、この所有者さんの同意が本当に得られないと、所有者によってはもう会いたくないという方もいらっしゃいますし、面会していただけないという方いらっしゃいますし、もしくは1軒当たり数万円払ってくれと、判こ代みたいな感じで請求しようという方もいらっしゃいます。実際規模の大きなものでは、100軒単位のところなんかで1軒当たり3万円払ってくださいというような話もあるやに聞いております。また、その方が存在してないと、会社が清算をされてしまった結果、存在をされてないということで、なかなかその所有者さんの同意得にくいということもあるということで、非常に今堺市内で残ってる事例ほど困難な状況になっているということになっていると思います。

そんな中で、下水道法第10条では、公共下水道の供用開始により市民に排水設備の設置を義務づけています。そして当該義務者が私道を経由しなければ公共下水道に流入させることができない場合、下水道法第11条には、私道の所有者に受忍義務を課しておりますけれども、どのような内容か、お示しをいただけますでしょうか。

- ◎櫻本 下水道建設課長 下水道法第11条第1項は、「排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。」と規定しております。以上でございます。
- ◆西 委員 それでは、排水設備を設置する際に下水道法11条第3項に、「あらかじめ その旨を当該土地の占有者に告げなければならない」と書いてあります。この場合、同意と 書かずに告げると書いてありますので、堺市がそれぞれの皆様に同意を求めてるように同 意を求めていくということは不要ではないかと思われますが、いかがでしょうか。
- ◎櫻本 下水道建設課長 下水道法第11条3項では占有者の同意についての記載はございません。以上でございます。
- ◆西 委員 そうなんですよね。11条第3項というのは告げなければいけないという ふうにだけ書かれております。同意を得なくちゃいけないとは書いておりません。

そういった中で、堺市の私道排水設備工事補助金制度には、先ほどお示しをいただいたように全員の同意が要るということになっております。法律上は同意が必要と書かれてないにもかかわらず、堺市の補助制度には、市民が排水設備を設置する際には同意が要ると書いてあるということでありますけれども、告げるだけで同意は不要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎櫻本 下水道建設課長 下水道法第11条第3項の記載については、あくまで工事の 実施主体者は個人、費用も含むんですけども、あると認識しております。本来、排水設備工 事については個人の費用で施工していただくものでありますが、私道での施工については、 本制度を活用していただくことにより水洗化を促進しております。委員質問の内容である 私道排水設備工事補助金制度について、市民の方が布設する下水管、排水設備に対して間接 的にではあるものの公金を支出する関係上、市が業務執行の適法性の確保及び適切な公金 の支出管理を行うために、土地所有者の全員の同意、土地使用承諾書をいただいております。 以上でございます。

◆西 委員 全員の承諾書を補助金の関係上必要だということであります。補助金を使わずに設置をする場合は告げるだけでいいが、補助金を使う場合は公金の支出の関係上、今の堺市の制度では全員同意が要るということをお示しをいただいたと思いますが、国から土地所有者が所在不明な場合、先ほど申し上げたように会社が清算をされているという場合もありますし、もしくは何代も前の方が、明治時代の方かなと思われるような方も登記に載ってたりということで、その方は実際もう調べてみてもお亡くなりになられているという状況の場合、この土地所有者が所在不明な場合のガイドライン公表されてますけれども、この内容についてお示しをいただけますでしょうか。

◎櫻本 下水道建設課長 平成30年1月付で法務省が公表しました所有者不明私道への対応ガイドラインについて、ケーススタディとして全体で35事例ございます。そのうちライフラインに関する事例として17事例が記載されております。そのうち下水道関連として、私有排水管2事例、公共下水管2事例の計4事例がございます。このうち私有排水管2事例について御説明申し上げます。

1つ目の事例については、共同所有型私道下に排水管を設置するケースで、共有者の一部が所在不明で工事の同意が得られない事例として、所在不明者以外の賛成があり、またその持ち分に応じて私道敷を全部使用できることから、所在不明者の同意を得る必要はないとされております。

2つ目の事例については、相互持合型の私道下に排水管を設置したいが、所有者の一部が 所在不明で工事の同意を得られない事例として、所在不明者以外の賛成があり、また所在不 明者が所有する私道部分の下の公共下水管に接続させなければ公共下水道に下水を流入さ せることが困難である場合に、下水道法第11条第1項に基づき、所在不明者の同意を得る ことなく当該私道にとって最も損害の少ない場所または箇所及び方法によって私道下に公 共下水管を接続させる排水管を設置することができるとされております。ただし、この場合、 下水道法第11条第4項では、通常生ずべき損失を補償しなければならないとされており ます。以上でございます。

◆西 委員 ガイドラインによって、所在不明者の説明を今お示しをいただきました。 しかしながら、堺市の現制度では、住民みずから住民の皆さんが努力をして土地所有者の 全員の承諾を得なくちゃいけないというふうに記載をされています。所在不明者が存在を すると、住民の皆さんにとっては土地所有者全員の承諾を得るというのは非常に困難な状 況というか、実質的にできないということが起き得ると思います。

実際、法務局に行って、いろいろとそれぞれの場所の登記を見させていただくと、先ほど申し上げたように、もう今お亡くなりになられている方のお名前が載っていたり存在をし

ない会社が載っていたりということで、行政上はいろんな手段があるのかもしれませんが、 住民としては法務局の登記簿を見るということが住民みずからの手段としてはそこが限界 かなと思っておりますけれども、この所在不明者、きっちりと定義をしていただかないとい けないと思いますが、堺市はこの所在不明者とはどのような状況の人に、言えるのかという ことをお示しをいただけますでしょうか。

- ◎櫻本 下水道建設課長 市民は法務局管轄の土地登記簿により土地所有者を調査します。そこに記載されている所有権登記名義人が記載の住所に不在であることを確認できた場合等が所在不明者であると考えられます。以上でございます。
- ◆西 委員 今お示しをいただいたように、登記簿に載ってる方が存在しなければ、もう その時点で不明者と、そこで国が示されたガイドラインのレールに乗ってくるといいます か、ガイドラインの仕組みにのってきて不在者としての扱いをされるということだと思い ます。

ただ、ガイドラインでは全員の同意が、先ほど来お示しをさせていただいてますが、全員の同意が必要ということで、必要とはガイドラインには記載をされていないんですが、堺市の補助制度では全員の同意が要ると、ここのところに乖離があると思いますけれども、堺市はどのような見解をお持ちか、お示しください。

- ◎櫻本 下水道建設課長 私道排水設備工事補助金制度では、住民の方が布設する私有排水管に対して、間接的にではあるものの本市から補助金を支出しております。したがって、業務執行の適法性の確保及び適切な公金の支出管理をしている以上、土地所有者の全員の同意が必要と考えております。以上でございます。
- ◆西 委員 見解がガイドラインとこの補助制度には、ちょっと違いがあるということ だと思います。

今後住民の方がこの補助金制度を申請する際に、下水道整備を行っていく上で所在不明者がいる場合、土地所有者の同意、ちょっと考え方変更していく必要性もあるんじゃないかというふうに考えますけれども、御見解をお示しをいただけますでしょうか。

- ◎櫻本 下水道建設課長 ガイドラインが公表されたことを受け、所在不明者に対する 対応として、ガイドラインの内容を実例に照らし合わせ十分に精査し、私道の下水道整備促 進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
- ◆西 委員 同意の考え方について今のお答えが限界かなと、この場で限界かなと思いますけれども、少しガイドライン公表されて局面変わってると思いますので、ここのところをしっかりとこの補助金制度、制度をもう一度精査をし直していただいて、見直しをしていただきたいと思いますが、そもそもこの私道、ずっと違和感はあるわけでありますけれども、この間、住民の方とも話をしていて驚かれたわけであります。道路について、おうちの前の私道について固定資産でずっと払ってるはずなのに、何で我々だけこんな目を受けなきやいけないんだというお話をされるので、いやいや非課税ですよというお話をしたら、非常にその方は実は驚かれてたわけでありますが、個人が所有されて道路として使われてる土地、

改めて非課税かどうか、お示しをいただけますでしょうか。

- ◎吉田 税務運営課長 道路の現況が一般的利用について何ら制約を設けず開放されている状態にあり、周囲の土地の状況などから見て広く不特定多数人の利用に供されている場合には、地方税法第348条第2項第5号に規定される公共の用に供する道路に該当するため、当該道路に対する固定資産税は非課税となります。以上でございます。
- ◆西 委員 今お示しをいただいたように、公共の用に供する道路なので非課税という ことであります。
- 一方で、私道公共下水管という名前がついているということに関して、道路ではないということなのかもしれませんが、やはり公共の用に供するということでいけば、これを拒否する権限というのはどこまであるのかなというふうに思わざるを得ないわけでありますが、公共下水管の布設を承諾をしない方の固定資産税というのはどうなるのか、お示しください。
- ◎吉田 税務運営課長 あくまでその私道そのものが公共の用に供する道路であれば、 固定資産税については非課税となります。以上でございます。
- ◆西 委員 今の現行税法ではそういうことなのかもしれませんが、非常にこれは、この間も市民の方といろいろとお話をしていたときに、非常に市民感情としては違和感があるというふうに言わざるを得ないと思っています。それは確かに道路は今の法律上は道路空間よりも上の部分、地上の部分だけかもしれませんが、地下も含めて公共の用に供するから課税されないのであって、財産の利活用ができないから課税されないのであって、そんな中でそこに財産権を主張して、周辺住民の皆さんの非常に切実な願いの公共下水管を引くことを、いろんな個人の事情あるやには聞いてますが、その事情の中で財産権を主張してこれを拒否できると、非課税じゃないんですかという話を住民としては思わざるを得ません。法のたてつけとしてはそうなってることは理解しておりますが、やはりこれは違和感があるというふうに思わざるを得ません。

そういった意味では、もしかしたら道路という言葉の解釈論があるのかもしれませんし、 そのほかにも法律上いろいろと解釈を変えていくということが必要になるかもしれません。 この私道部分の公共下水道、なかなかまだ進んでない、公共下水道じゃなくても、その補助 制度を使った下水道管の設置にしても進んでいないということで、非常に私道下水管引き たくても引けないという人たちが非常に困られてるという話はたくさん聞いております。

一昨年の建設委員会でもこのことを取り上げていただいて、今ここにいらっしゃってる 当時は向井下水道部長、そして当時は中辻土木部長にも前向きなお答えを、取り組みについ てお答えをいただいております。今それぞれの方に今どう進んでますかとお聞きをしたい ところですが、それはもう聞いてもなかなかあれなんでお聞きをしないでおきますけれど も、ぜひこの課題、当然堺市だけでこんなんいっぱい言われても困りますという状態はよく わかりますが、ほかの政令指定都市にも同じ問題は起きてると思います。合流区域の問題と そうじゃないところで、この問題起きてる、起きてないというのはあるやにお聞きをしてお りますけれども、しかしながら、政令市、そしてさらには多くの中核市、多くの一般市がこ ういう問題抱えてるというふうには推測できますので、ぜひここをこう変えたら、こういう 私道、最後に引けてないところを解決をできるということをぜひ要望として国に上げてい ただきたいと思います。

以前は、下水道は一部の方だけが利用するものだったかもしれませんが、今は少なくとも 堺市においては、ほとんど100%近い方が利用されて、あって当たり前のものといいます か、生活必要インフラになってると思います。そういった意味で、これをどうしても引けな いと、この問題にひっかかってることに対して解決をするために、もう一度関係皆さんそろ っていただいて、優秀な職員の皆さんにそろっていただいて、要望をぜひ国に対しても上げ ていく、何とか解決策を考えるお願いをしたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。

工事発注時期の平準化の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

先日、私の友人の熊谷千葉市長のツイッターを見ていたら、1月16日、こんな投稿をされていました。

おはようございます。年度末に近づき、道路工事などがふえていると感じる方も多いと思います。行政は当初予算が議会で可決してから設計・契約準備・入札というプロセスを経るため、どうしても年度後半に工事が集中しがちです。そこで千葉市ではゼロ市債によって工事平準化を図っています。12月に補正予算で翌年度工事の一部を前倒し計上(債務負担行為)、年度当初より入札に入る仕組みで、年度前半に余裕のある業界の人員・機材を有効活用し、工事平準化と生産性向上を図っています。年々規模を拡大し、今回は道路で7.5億、下水道で1.3億前倒しをしていますと千葉市長がツイッターに書かれていました。

これを見て、私は堺市でどのように平準化を取り組んでおられるのかなと見て、まず国交省のページから入っていって、ゼロ市債等々いろいろ調べてみたんですが、実は国交省のページに千葉市の取り組みは載ってましたし、ほかの政令市の取り組みも載ってたんですが、堺市の取り組みというのは載ってなかったんです。

そういった中で、この千葉市の取り組みというのは、どのような取り組みと堺市として認識をされているか、お示しください。

◎豊川 土木監理課長 千葉市の取り組みですが、千葉市では平成26年から舗装・道路 改良工事を対象にしまして、施工時期の平準化を目的といたしまして、債務負担行為の補正 予算を組み、ゼロ市債にて次年度工事の一部前倒し発注を行い、年度当初より工事施工を可 能とする取り組みを行っていると認識しております。

本市におきましても、千葉市と同様に債務負担行為を活用し、平成28年度から平準化に 取り組んでおります。以上でございます。

◆西 委員 下水道はいかがですか。

◎谷口 経理課長 下水道事業におきましても、千葉市では債務負担行為を活用し、事業 の早期発注を実施しております。上下水道局におきましても、千葉市と同様に債務負担行為 を活用し、平成24年度から平準化に取り組んでおります。以上でございます。

- ◆西 委員 堺市も千葉市と同様に取り組まれているということで安心をしましたが、 先ほど申し上げたように、国交省の資料には全く載っていません。国交省のホームページの 資料に載ってなかったからといって、当然やっていないわけではないということだと思い ますが、堺市の取り組み事例、今ネット空間で検索をする限りにおいて、私が調べられる限 りなので、実はあるのかもしれませんが、この取り組み事例、件数、内容、調べることがで きないんですが、この概要についてお示しをいただけますでしょうか、両課からお願いしま す。
- ◎豊川 土木監理課長 道路維持事業における工事発注には、総価契約の道路舗装工事や道路整備工事などがあります。また、舗装や交通安全施設、道路照明灯などの補修・修繕につきまして、迅速に対応するための各種単価契約工事などがございます。これらの工事は一部一般競争入札として発注しており、平成28年度におきましては83件を行っております。以上でございます。
- ◎谷口 経理課長 上下水道事業における工事発注につきましては、総価契約の排水管布設工事や下水管布設工事、道路舗装本復旧工事などがあります。これらの工事は一般競争入札として発注しており、平成29年度におきましては141件となっております。以上でございます。
- ◆西 委員 道路維持事業において年間83件の一般競争入札の工事を発注をされているということですが、工事発注時期の平準化の取り組み内容についてお示しをいただけますでしょうか。同じく上下水道局の141件の一般競争入札の工事の状況についてもお願いをいたします。
- ◎豊川 土木監理課長 道路の維持管理における平準化の取り組みといたしまして、各種単価契約の工事発注を行っておりますが、この単価契約工事につきましては、平成28年度より債務負担行為であるゼロ市債を活用いたしまして、通常より2カ月程度発注時期を早め、年度当初から工事に着手できるように取り組んでおります。以上でございます。
- ◎谷口 経理課長 上下水道事業における平準化の取り組みといたしましては、債務負担行為の活用により工事の発注時期の前倒しを行うとともに、年度当初において工事発注できるよう実施設計を完了させることや、発注見通しの公表により計画的な発注に努めることなどの取り組みも行っております。以上でございます。
- ◆西 委員 そういった中で取り組みが進んでいる中で、平準化の取り組みとしての予 算や発注本数の実績、そして今後の取り組みについて両課からお願いをいたします。
- ◎豊川 土木監理課長 お答えの前に済みません、その前の御質問の中で、道路維持工事における発注の年間件数をお答えいたしましたが、その中でこれらの工事を一部と表現してしまいましたけども、これらの工事は一般競争入札として発注しているということで、ちょっと訂正させていただきます。済みません。

今の質問の答えですけども、道路維持事業における平準化の取り組みの実績といたしま

しては、平成28年度では債務予算額約6億6,000万円で17件、平成29年度では債務予算額約7億8,000万円で19件であります。

今後の取り組みといたしまして、ゼロ市債も含めた債務負担行為を活用いたしまして、これまでと同様に単価契約工事の平準化に取り組むとともに、新たに平成30年度からは総価契約の舗装工事の発注につきましても、一部ではありますが、次年度工事の発注を前倒しすることを計画しております。今後もできる限り平準化に努めてまいります。以上でございます。

◎谷口 経理課長 上下水道事業におけます平準化の取り組みとしての実績は、水道事業、下水道事業を合わせ、平成28年度では43件で債務予算額は約45億円、平成29年度では47件で債務予算額は約79億円となっております。

今後とも債務負担行為を活用するなど、上下水道ビジョンに基づく局事業の進捗管理を 徹底することで、引き続き工事発注時期の平準化に努めてまいります。以上でございます。

◆西 委員 両部署とも債務負担行為を活用して平準化の取り組みを進めてくださっているということは、よくわかりました。市民の皆さんの中では過去のこともあって、年度末になると予算使い切りたいんか、工事ふえやすいよね、たくさん工事やってるよねというイメージは、まだまだ市民の皆さんの中にたくさんあるような気がします。こういうことが起きてしまうのは、年度末の予算使い切りというよりは、行政の制度上の制約が多いですよという話を私もいろんな人に説明をしたりするわけでありますけれども、債務負担行為を活用した平準化、なかなか行政の制度が単年度主義になってる中で、なかなか非常にイレギュラーなこととまでは言い過ぎかもしれませんが、非常に技術的に大変な中でこういうふうに取り組んでいただいてるんだと思います。

しかしながら、千葉市長が言うように、業者の皆さんにとっても年度初めのときは少し日程に余裕があったりということはあると思いますので、そういった意味でも生産性向上ということも含めて、ぜひ積極的に今やっていただいていることはさらにそのまま取り組んでいただいて、さらに拡大をして年間満遍なく発注が起きて、満遍なく市民の皆さんが困っていること、市民の皆さんのニーズに応えれるように取り組みをさらに拡大をしていただくということを要望させていただいて、この項目は終わらせていただきたいと思います。

次の景観の項目に移らせていただきたいと思います。

屋外広告物は、この委員会でも何回も取り上げさせていただいてますが、堺市のイメージといいますか、都市イメージ、もしくはプロモーションを考えるに当たって非常に重要な要素となると思います。多くの方々が堺を訪れられたときに、この堺のまちどんなまちやったかなというイメージを記憶をするときに、この景観というのは非常に大きな要素になると思います。

実際我々も他市に行くと、このまちどうやったなというのは、やっぱり最初に見た景観の イメージというのは大きな印象の要素になってるなと思いますが、この堺市における屋外 広告物の規制の考え方、今どのようになっているか、お示しをいただけますでしょうか。 ◎角田 都市景観室長 屋外広告は情報提供などの便益やまちのにぎわいをもたらす役割を持つ一方で、無秩序な掲出などにより都市の魅力を損なう原因にもなります。また、商業系の地域には多く掲出されますが、住宅地などの住居系地域では掲出が限られているなど、その土地利用に応じて掲出状況が大きく異なるといった性質を持っております。

このことから、本市では平成28年の1月に屋外広告物の役割や特徴を勘案した上で、土地利用など地域特性や現在の社会環境に応じた、わかりやすくめり張りのある規制に見直し、良好な景観形成を図っております。以上でございます。

- ◆西 委員 28年1月に見直していただいたということで、今お答えの中で、めり張りのある規制ということをお答えをいただきました。このめり張りのある規制、どのような内容か、お示しください。
- ◎角田 都市景観室長 商業や工業、住宅地、南部丘陵などの土地利用を勘案した上で、 市域を大きく4つの区域に区分し、広告物の大きさや高さなどに上限値を設けるなど、それ ぞれの区域に応じた許可基準を設けております。

また、4つの許可区域とは別に、百舌鳥古墳群周辺地域について広告景観特別地区に指定し、商業系地域と住居系地域に区分し、許可基準を設けるとともに、屋上広告物を禁止するなど、世界文化遺産登録にふさわしい景観形成をめざし、必要な規制を行っております。以上でございます。

◆西 委員 この景観規制、特に百舌鳥古墳群周辺地域は、これから来街者が大変多くなるということが予想される中で、この規制基準、非常に重要なものとなっていると思いますし、これについては非常に所管の皆さんには大変な御苦労をされているというふうには思いますが、この周辺地域そのものに到達をするまでにも、いろんなルートを通って堺東やら阪神高速おりたり阪和道おりたりという中で、お客様がといいますか、来街者の方が古墳群周辺地域に向いて通っていかれるんだと思いますが、この幹線道路ですね、両側の広告基準が全く違うところがあるということに対して違和感を持っています。

特に先日も京都からも私の知人といいますか、京都の市会議員さんたちがいらっしゃったわけでありますが、この13号線といいますか、大阪泉南線を通って古墳のところにお連れをしましたけれども、こういったこの通りを通ってる中で右と左が違う規制であるということに関しては整合が図れないというふうに感じておりますけれども、このことについて当局の皆さんの見解をお示しください。

◎角田 都市景観室長 百舌鳥古墳群周辺地域における景観保全の範囲については、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議において決定した百舌鳥古墳群緩衝地帯と同じ範囲としております。このことにより、緩衝地帯の端部となる大阪和泉泉南線などについては、道路を挟んだ両側の沿道で異なる基準となっております。平成28年1月に緩衝地帯内となる泉南線東側沿道の規制に合わせて、緩衝地帯の外となる泉南線西側の沿道についても、その土地利用に応じた基準に見直しを行いました。このことで、泉南線などについても一定の調和を保ちながら景観形成を図ることができていると考えております。以上

でございます。

◆西 委員 西側についても基準を見直していただいたので、泉南線の西側と東側で基準は異なるものの調和が図れるというような御答弁だったかと思います。

おっしゃっている意味はよくわかるんですが、しかしながら、やはり東西で違う基準というのは違和感があるというのは言わざるを得ないと思っています。車で利用されている方、自転車、歩行者の方でも見える景色、左半分と右半分が違ってくる。基準がかなり厳しくなってきてるので、似てるとはいっても、やっぱり突き詰めていくと違う景色になってくるということは違和感があるといいますか、これこそサプライサイドの議論だなというふうに思わざるを得ません。

そういった意味で、通りを景観形成で一体として整合がとれたものにしていくという方向に、今すぐなかなか大変な部分はわかりますが、御検討をお願いしておきたいと思います。 この百舌鳥古墳群周辺地域について屋外広告物適正化、非常に努力をしていただいていると思いますが、その状況についてお示しをいただきたいと思います。

◎角田 都市景観室長 平成28年度から平成30年度までの3カ年を実施期間とし、 百舌鳥古墳群周辺地域の既存不適格広告物について、新たな基準に適合するよう撤去また は改修を行う場合に補助する制度を創設し、適正化を進めております。

平成28年・29年度において、この補助制度を利用されたものが、現在着手中のものを含め、計6件となっております。また、これとは別に、補助制度を活用せず自費で改修、撤去していただいたものが11件あり、合わせて17件の店舗について、これまで屋外広告物の適正化に協力いただいております。

平成30年度は制度の最終年度であることをしっかりとお伝えした上で、引き続き店舗側の理解と協力をいただけるように、店舗ごとに案内を重ねることで、より一層の適正化に向け取り組んでまいります。以上でございます。

◆西 委員 非常に積極的に取り組んでいただいているということだと思います。特に驚くのは、補助制度を活用せず自費で改修、撤去していただいた方が11件あるということで、合計17件の店舗について取り組んでいただいているということも非常に驚く内容であります。この制度を活用して、いろいろとお願いをしていく、これは確かに規制行政というのはなかなか訴求しにくいものだと思いますので、補助制度やらお願いやらということがベースになっていくという中で、行政の皆さんにとっても、そして当然住民や店舗の皆さんにとっても、語るも涙、聞くも涙みたいな話がたくさんあると思います。非常に御苦労いただいている中だと思いますが、最終年度、マンパワーもなかなか大変な中だと思いますが、全力で頑張っていただくことを要望して、この項目を終わらせていただきたいと思います。

委員会では最後の項目に移らせていただきます。阪神高速道路大和川線の上面利用についてお聞きをさせていただきたいと思います。

大和川線、31年度末の全線供用に向けて、工事が今進めていただいてると思います。私 が議員になってからも、この場所で大和川線の議論たくさんあって、非常に御苦労が多いこ とだなと思いながら、これも関係者の皆さん、そして行政の皆さんにも非常に大きな御苦労があることだなと思っておりますけれども、この工事がいよいよ終わろうとしている中で、大和川線上面をぜひ活用していただきたいということで、地元や地域の皆さんと調整が進んでいるというふうにお聞きをしておりますけれども、現在の進捗状況についてお示しください。

- ◎影山 大和川線推進室次長 大和川線の上面利用につきましては、高規格堤防事業と一体となった土地区画整理事業や公園整備などにつきまして、既に利用が決まっています。 それ以外の利用が可能な区画につきまして、阪神高速道路株式会社と連携し、地域の意見を聞き、具体的な提案を行うなど地域のニーズに対応した有効利用について調整を進めており、早期の利用方針確定に向け、引き続き鋭意取り組んでまいります。以上でございます。
- ◆西 委員 取り組みを進めていただいているということでありますが、この大和川線といいますか、川の堤防の上面利用ですね、高度にしっかりと利用してほしいということで国のほうからも言われてるようにお聞きをしておりますが、この上面利用、大和川が非常に私の小さいときから思ってもかなりきれいになっているという中で、この大和川付近を訪れる歩行者や、そして奈良方面から自転車を利用して堺のほう、臨海のほうへ来られる方も今徐々に徐々に出てきているというふうにお聞きをしておりますが、この上面利用をしっかりと活用して大和川周辺のにぎわいの創出図ることが重要だと思いますが、この取り組み状況についてお示しをいただけますでしょうか。
- ◎影山 大和川線推進室次長 現在本市におきましては、大和川を訪れる方々がにぎわいや快適さを感じることができるよう、大和川の堤防敷を含めた周辺整備にも取り組んでおり、沿線の地元自治会からの要望も強い自転車の通行空間の整備に取り組んでいます。

また、大和川線の上面を活用したにぎわいづくりにつきまして、阪神高速道路株式会社及び高規格堤防事業を実施している国と調整を図り、検討を行っています。以上でございます。
◆西 委員 この堤防敷の自転車通行空間、非常に注目をしております。東京では多摩川沿い、そして関西では淀川沿いに大きな自転車走行空間があって、これ大和川沿いというのは最後に残された、非常にこれうまいこと使えば、非常に自転車の通行空間、そしてある意味自転車ハイウェイといいますか、自転車で遠くから堺に向けて幹線として利用しながら来ていただけるような場所になるんじゃないかなと。今、国交省もずっと取り上げさせていただいているように、自転車利用環境の向上とも言っている中で、奈良から堺にかけて非常にこういった自転車走行空間をつくれば、河川と自転車という2つのテーマがくっついて、非常にすばらしい取り組みがこの堺でできるということになると思いますので、ぜひこの取り組み、積極的に進めていただきたいと思いますが、大和川線上面をこういった状況の中でにぎわいをしっかりつくっていくということで活用して取り組みを進めようとされてると思いますが、現在の検討状況について今お示しをいただけるものをお示しいただけませんでしょうか。

◎影山 大和川線推進室次長 現在府道大阪和泉泉南線西側の約1.7~クタールの敷

地において、プロポーザル方式の入札により上面の利活用について市場調査を実施しており、本市の北の玄関口にふさわしいにぎわいづくりの創出に向け、民間活力の導入の可能性も含め検討を行っています。以上でございます。

◆西 委員 この泉南線西側の1.7~クタールの敷地において何ができるかというのは非常に注目をしておりますし、いろんな議論をしていただきたいなと思っております。

先ほど来お示しをいただいてるように、自転車道といいますか、自転車走行空間が奈良方面から堺にかけて届いてくる中で、この泉南線西側には阪堺線もありますし、そういった意味で、多摩川と横須賀線をどう接続するかというのも、多摩川の自転車道路と横須賀線の接続という議論も90年代の終わり、2000年代の前半のころ、国のほうでもいろんな議論があったかに聞いていますが、そういった意味でも、この大和川線の自転車幹線と阪堺線をどう接続するかみたいなアイデアもぜひお願いをしたいと思っております。

地域の皆さんといろいろと議論していただくこと、非常に重要だと思いますので、これを 議論していただきながら、そして阪神高速等々と連携をしながら、末永く利用していただけ るような施設づくりを早急に決定をしていただきたいと思います。

土浦駅というのが、茨城県土浦駅に今度、駅前ビルを改造してサイクリングリゾートというのをつくることになりました。これ非常におもしろくて、詳しくは後でパソコンで調べていただけたらと思いますが、180キロのサイクリングコースのスタート地点であることを生かして、この土浦駅ビルをリニューアルする、これが今月末に完成をする予定になっています。りんりんスクエア土浦というそうでありますが、この取り組みも非常に参考になるなと思っております。シャワー、ロッカーなどを備えた施設や、そしてフード・コーヒーチェーン店やカフェ等々もあるやにお聞きをしています。土浦のお土産物等々の販売もあるということで、さまざまなせっかくの場所ですので、こういう土浦の事例なども参考にしていただきながら、すばらしい施設をつくっていただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

■陳情審査■

◆西 委員 ソレイユ堺の西でございます。陳情第15号駅利用者の安全対策について お聞きをさせていただきます。時間の関係で、まだ後も予定がたくさんありますので、簡潔 に、そして今の乾委員の質問と重複を避けて質問をさせていただきたいと思います。

第15号ですが、駅利用者の安全対策についてという質疑になっております。富木駅の例が挙がり、そして百舌鳥駅の話が挙がっておりますけれども、この全体の陳情趣旨を見させていただく限り、必ずしも百舌鳥駅のことのみではないというのは、皆さん御理解いただけるところだと思います。

そういった中で、乗降客数についていろんな基準がJRさんのほうでもあるんだと思いますが、陳情の中でも百舌鳥駅について、これから世界遺産の関係で、乗降客数がふえていく可能性もある。ふえていけば、当然この基準というものがクリアできれば、また時間無人

ということも解消されてくるのかもしれませんが、そういった意味で、百舌鳥駅の約2倍乗降客数がある私の地元の津久野駅も、今、時間帯無人ということに今なっていると思うんですけれども、この津久野駅ですね、さまざまな課題がありまして、先日もいつかは具体的に申し上げませんが、不幸な事故もありました。そういったことも含めて、バリアフリー化の状況と、そして駅員配置の状況について、今、津久野駅の状況を御説明いただけますでしょうか。

◎河合 公共交通課長 まず、駅のバリアフリー化の状況につきましては、エレベーター やスロープによる段差解消や多機能トイレの設置、視覚障害者誘導ブロックやホームにお ける内方線つき点状ブロックの整備が完了いたしております。

次に、駅員配置の状況につきましては、駅員は常駐するとともに、インターホンによりコールセンターを通じて非常時の対応が可能となっておりますが、ラッシュ時を除く時間帯の一部において窓口を閉鎖されており、いわゆる時間帯無人となっております。以上でございます。

◆西 委員 そうなんですね。バリアフリー施設の整備は完了していただいているわけでありますが、時間帯によって窓口が閉鎖をされているということで、実際、駅員の方がいらっしゃらないと、この設置施設の有効的な利用ができない場合もあるということだと思います。こういった駅員を置いてこそ、安全対策として優先して可動式ホーム柵を設置をしないと、駅員さんはいらっしゃらない、ホーム柵もないということになってくると、それなりの乗降客数があるにもかかわらず、こういう状況になっていると、非常に困った状況になっているんではないかという中で、不幸な事故もあったと思います。

そういうことも含めて、ぜひこういった津久野駅等々、それなりに乗降客数がある中で、ホーム柵もない、そして駅員さんも時間無人ということに対しては、しっかりと解消していただくように要望していただきたいと思っております。ホーム柵の設置ができないであれば、やはり戻って駅員の方を常時窓口に配置をしていただくように要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎河合 公共交通課長 今、委員お示しの内容につきましては、JRに申し入れてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 今お答えいただいたとおりなんです。この津久野駅の関連で、ほかのことを 自由往来等々でいろいろ調べていると、都市再生整備とかもいろんなことを調べているん ですけど、実は津久野駅ってそんなに人数が少ない駅のように思わないんです。東海道線沿 線調べていると、我々の政令市の仲間の静岡市の副都心の東静岡駅も津久野駅よりも乗降 客数少ないんです。そして、浜松市でこの間から津久野駅の自由往来の関係で調べてます浜 松市の拠点駅の天竜川駅もはるかに津久野駅より乗降客数少ないです。

つまり何が言いたいかというと、この津久野駅の乗降規模で、どんどん時間帯無人をやっていくと、JR沿線ほとんど時間帯無人になってしまうような基準で今やられているということなんだと思います。ここら辺、ほかの政令市の皆さんとも一緒に協議をしていただい

て、どれぐらいの基準が果たして適正なのかという、もう一度、しっかり議論していただきたいと思います。この駅の乗降客数で、時間帯無人でホーム柵もない。こういう状況に関しては、しっかりとそういう数字を根拠を出してですね、JRにも要望していくことをお願い申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

平成30年度予算審査特別委員会(建設分科会)-03月13日

◆西 委員 ソレイユ堺の西でございます。敬愛する先輩方から早く終われというプレッシャーがすごいもんですから、緊張しながら進めさせていただきたいと思います。

というわけで、大和川線の上面利用についてという項目は、委員会のほうとも重なりますので、これは削除させていただいて、そして、一部細かく通告をさせていただいている質問の一部は削除することもあるかと思いますが、御容赦をいただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

1項目めの津久野駅現況調査業務及び住宅・建築物耐震・防火等改修促進事業についてお 聞きをさせていただきたいと思います。

本会議や、そして委員会、そして平場等々で、この津久野駅、さまざまな課題がある。特に東西往来や西口の活性化、さらには改札の問題等々、取り上げさせていただいた中で、今年度、津久野駅現況調査業務ということが、今この審査にかかっている予算の中で示されているということは、非常に前向きに評価をしたいと考えておりますけれども、具体的に、この調査の目的と内容、予算額について御説明をいただけますでしょうか。

◎河合 公共交通課長 津久野駅については、地域の方から西側改札設置などの御要望をいただいており、本市としましても駅の利便性向上に向けて、どのようなことができるのか検討していくことが必要であると考えております。そのため駅舎の構造や施設などについて、現状を正確に把握するための調査に必要な予算として、270万円を平成30年度予算に提案したところでございます。

なお、西日本旅客鉄道株式会社からは、本調査に協力する旨の意向を確認しております。 以上でございます。

◆西 委員 この調査、いよいよ始まるということで、まずはどのような調査結果になる のかということを楽しみにさせていただきながら、積極的な取り組み、お願いはさせていた だきたいと思っております。

次に、同じく津久野駅前の3棟のURビルについてお聞きをさせていただきたいと思います。

以前も建設委員会でも取り上げさせていただきましたし、米田議員も一度触れていただいたことがあると思いますが、この津久野駅前のURビル、非常に老朽化、顕著でして、どうもお聞きをすると、この建物3つ、耐震診断が全くなされていないというような状況だともお聞きをしています。この建物の耐震診断、早急に行っていただかないと、以前も申し上

げましたが、この地域の通行されている皆さんも含めて、非常に不安な状況だと思いますので、取り組んでいただきたいと。ただし、これは当然、堺市のものではなくて、URということになりますけれども、ぜひURさんと一緒になって、この耐震診断、取り組めるように、取り組んでいただきたいと思いますが、御見解をお願いをいたします。

◎天野 耐震化推進室長 御質問の津久野アパートは、昭和38年及び昭和41年に建築された3棟の区分所有建物で、それぞれの棟で独立行政法人都市再生機構を含む複数の区分所有者が所有する建物です。平成28年5月に独立行政法人都市再生機構に対して、早期に耐震診断を実施するべく申し入れましたが、診断実施に必要な区分所有者の合意形成が課題であると聞いています。

今後も独立行政法人都市再生機構に対し、耐震診断の実施に向けて強く申し入れするとともに、耐震診断が進むよう協議してまいります。以上でございます。

◆西 委員 強く申し入れするということでございますので、ぜひ都市再生機構に対して、早急な耐震診断の実施を求めていただきたいと思います。これ、どういう状況かが、まずわからないということが住民の皆さんにとって非常に不安な状況になりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたが、津久野駅周辺、本会議や委員会等々でも取り上げさせていただいていますが、さまざまな課題が非常に起きている駅であります。西口ロータリーがほとんど活用されていない。そして、西口改札が、これJR、堺市内の中でも東西往来が全然できない、バリアフリー化されてない地下通路ありますけれども、実質的に東西の自由往来ができない。さらに、東口ロータリーには一般車の降車をするスペースがもうないぐらい、容量がない中で、どうやって西口を使うかということが非常に大きな課題になってくる。

こういったことも含めて、津久野駅の西口を減歩をしながら開発をされた皆さんにとっても、全く今生かされてないというか、結局のところ、開発が終了してないイメージを住民の皆さんの方はたくさん持たれているという状況で、さらには、先ほどお示しをしたURの課題等々、いろんな課題がある中で、これは複合的に取り組まないと解決をしない状況であると思います。

堺市は、幾つかこれまで取り上げさせていただきました課題解決に向けて、どのように取り組もうとされているのか、お示しをいただけますでしょうか。

◎池川 都市整備推進課長 この津久野駅には、津久野駅と駅西側改札の設置や津久野 アパートの老朽化など、さまざまな問題があると我々認識してございます。このような課題 解決に向けて、さきに答弁いたしましたように、駅の構造調査や津久野アパートの耐震診断 に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせまして、まず地域の現状や特性を知ることが重要であると考えております。現況調査などによりまして、駅前地域の状況を把握するとともに、地域の方々の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆ 西 委員 状況把握をして、さらに地域の皆さんの意見も伺いながら検討していくと

いうお話をいただいておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。この間も、長年議論していて、西、また津久野駅の話してるなと思われていると思いますが、さまざまな課題について、以前も申し上げたことがあると思いますが、ちょっと担当の皆さん、それぞれ私の担当ではないわというような議論があるような気がしています。これは気がしているだけかもしれませんけれども。

すくみ合いになっていませんかということを以前も申し上げたことがあるかもしれませんが、ぜひ、積極的に、さまざまな課題、複合的に取り組んでいただかないと解決をしないと思いますので、この関係のさまざまな課の皆さんいらっしゃると思いますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきますように、また、住民の皆さん、例えば、ワークショップ等々、住民の皆さんの声を聞くための手法、幾つもあると思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

しつこく津久野のことばっかりやっているなと思われていると思います。それは、私そう 思っていますけど、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、自転車レーンについてお聞きをさせていただきたいと思います。

自転車レーンの整備については、この間、堺市、いろいろと頑張っていただいているのは、よく承知をしているところでございます。非常に努力をしていただいて、ことしは自転車利用環境向上会議も堺市で行われる予定であるという中で、このレーンの取り組み、アピールもしていただきたいなと思っているわけでありますが、実は、歩道のない狭小道路といいますか、生活道路においても、自転車の安全対策しっかりしていただかないと、交通安全上の課題というのは非常に大きいと思いますが、どのようなニーズがあるか、お示しください。

③田中 自転車環境整備課長 本市での自転車レーン等の整備は、歩道を有する幹線道路で実施しております。しかしながら、高等学校周辺部等の自転車利用者が多い生活道路、これが歩道がないような狭小な道路が多いわけでございますが、こちらのほうで走行マナーの向上であるとか、左側通行を誘導するような路面表示などの要望、この辺が上がっている場合はございます。以上です。

◆西 委員 まさにそういうことだと思います。細街路では特にそうだと思いますが、自転車の右側通行って何が問題かというと、何度かこの場所でもお示しをしておりますが、交差点のときに横から入ってくる車、これは皆さんも運転をされる方、たくさんいらっしゃると思いますので、よくわかっていただけると思いますが、交差点進入するときは、右側を見ながら、多くの運転者さんは、車が来ないかなというとこ、まず注目をする。その中で、右側進行の自転車が左側から来るということが起きると、非常に危険なというのが最も交通事故の中で多い事例といいますか、自転車と歩行者の接触事故ということになると思います。こういった意味でも、左側をしっかりと誘導していくということが必要なんだと思います。

そういった中で、金沢に先日行かせていただいたときに、非常に驚きました。堺でも自転車のレーンとかの議論していると、いや、堺の道は狭いですから、細いですからという議論、

堺だけじゃなく、全国どこでもよく言われる話なんですが、そういった議論がありますけれども、実は金沢も城下町で細い道がたくさんある中で、その道の約半分ぐらい、自転車走行指導帯ということで、道路幅の幅員の約半分まで走行指導帯が設置をされていて、あくまでも指導帯ですので、その上も車が通っていいわけでありますが、この走行指導帯というのを設置をされているおかげで、自転車も車もお互い譲り合いながら、しっかりと守っていきましょうということが行われていたように思いました。

この走行指導帯、非常にいいものだなと思いましたけれども、この金沢の事例について、 どのようにお考えになるか、お示しください。

◎田中 自転車環境整備課長 委員御指摘の金沢ですが、自転車レーンの整備とは別に、 歩道やセンターラインがないような狭小な道路で、自転車が通行すべき車道の左側端部、これを路面表示する自転車走行指導帯というような整備が行われております。

この手法は、自転車のマナー向上であるとか、ドライバーの注意喚起には非常に有効であると認識しております。以上です。

◆西 委員 ぜひ今おっしゃっていただいたように、走行マナー向上やドライバーの注意喚起には非常に有効な手法であると思いますので、この堺でもたくさん細い道、歩道がない道、あると思いますけれども、そこでも実施をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎田中 自転車環境整備課長 本市での自転車通行環境整備につきましては、利用率や事故等の視点を踏まえた上で、重点的に整備すべきネットワーク路線の選定を行っております。ここでは都心を中心に、拠点等を結ぶ道路、また、それから主要な目的地へ結ぶ、いわゆる幹線道路を主に選定しております。歩道がないような生活道路における整備ニーズは理解しておりますけれども、まずはネットワーク整備、自転車レーンの整備を優先すべきであると考えております。

しかしながら、通学路や事故が多発しているような細街路等、自転車レーンではない自転車の走行位置を誘導するような整備、これが必要となるケースもあろうと考えております。 今後、委員の御指摘を踏まえまして、地域特性や費用対効果等を勘案した上で、自転車走行指導帯等の整備につきまして検討してまいりたいと考えます。以上です。

◆西 委員 自転車レーンの整備、ぜひともやっていただきたいと思いますので、確かに、 これを優先をしていただくということは非常に重要だと思います。

そういった中で、例えば、道路の補修をするとき、修復をするとき、舗装の打ちかえをするとき、そういったときに簡易なもので結構ですので、金沢は簡易なものでやっておられましたけれども、簡易なもので結構ですので、こういった自転車走行指導帯、しっかりと書いていただくことも御検討いただきたいと思います。

御陵通、本当によく通りますが、大仙公園横の御陵通、見てると、いつの間かレーンをしっかりたくさん走っていただいているということがあります。やはりこうやって書いていくと、しっかりとルールは遵守をされるんだなということを改めて思うところであります。

この取り組みは非常に評価をしておりますけれども、こういった細街路の取り組みもぜひお願いをさせていただきたいと思います。

次の項目に移らせていただきます。自転車等駐車場設置事業についてお聞きをさせてい ただきたいと思います。

先ほど、西村委員も委員会の中で質疑をされておりましたが、やはり堺東の自転車の利用者、もちろん違法駐輪の問題、撤去の問題もあるんですが、やはりしっかりと収容台数を用意をしていくということが大事なんだと思います。

昨年の総括でも取り上げさせていただいたんですが、やはり南側の駅勢圏からの自転車 利用者の駐輪場確保ということが非常に大きな課題だと、堺東駅に関しては思っておりま す。

そういった中で、本当にこの取り組み、進めていくことは非常に重要だと思います。思い起こせば、私が議会に送っていただいて取り上げさせていただいた質疑の前後に、公明党の議員の大綱質疑の中でも、機械式立体駐輪場出てきましたし、特に自民党の池尻議員さん、この立体駐車場の問題、取り組まれておりました。そういった意味で、各会派のほかの会派の皆さんからも御取り上げ、たくさんいただいておりますけれども、この機械式自転車駐車場の取り組み、非常に注目をされていると思いますが、平成30年度の予算で計上されている委託内容についてお示しください。

- ◎黒原 自転車対策事務所長 機械式自転車駐車場の設置のための具体的な構造、仕様を定める詳細設計でございます。以上です。
- ◆ 西 委員 この設置予定場所と機械式とした理由についてお示しください。
- ◎黒原 自転車対策事務所長 堺東駅周辺の駐輪場の配置は、駅直近にないこと、また、 駅南側や東側からの需要に対応できていないことから、駅前の交通広場内に計画するもの でございます。

今回の機械式駐輪場は、駅前公衆トイレの建てかえに合わせて、その上空を合理的に利用 するため、地上機械式で計画しております。以上でございます。

◆西 委員 この機械式、非常に土地を効率的に利用できて、しかも、コスト的にも非常にいいものだというふうに私は理解をしておりますし、コストというのはライフサイクルコストといいますか、イニシャルは少しかかるかもしれませんが、維持費トータルで見たとき、そして、土地を有効利用するという観点では、コスト的にも非常にいいものだというふうに理解をしておりますし、そういった観点で、各地で先進的事例があるんだと思います。

そういった中で、駅前公衆トイレの建てかえに合わせてというところでありますけれど、これ、都心まちづくり課に本当は質問したいんですけども、細かいデータはないようなんですが、トイレというものはどこまで必要なものなのかという観点で、少し疑問は持っておりますが、ちょっと質疑を続けさせていただいて、この機械式駐輪場の設置された際の効果について、どのようにお考えかをお示しください。

◎黒原 自転車対策事務所長 駅の近傍に設置されることと、駅南側、東側からの需要に

対応できることから、自転車利用者の利便性が大幅に向上すると考えております。また、この駐輪場の設置により、自転車利用者のニーズに合致した堺東駅前周辺の自転車等駐車場再配置計画をさらに進めることができますので、違法駐輪などの自転車を抑制し、歩行者の安全・安心な通行環境を確保することができると考えております。以上でございます。

◆西 委員 非常に大きな効果があるということだと思います。玄関口に、本市で初めての機械式駐輪場を計画されるということで、非常に楽しみにしております。駐輪環境が改善をされて、堺東駅が非常に違法駐輪も、さらに、特に南側・東側から来る市民の方、そして、商店街の、先ほど西村議員の質疑にも出てきた違法駐輪車両、そういうところの解決に非常につながってくると思いますし、また、ぜひ渕上議員の質疑にも何度か出てきていますが、ぜひガラス張りといいますか、やはり堺東のシティプロモーションにも役立つようなシンボリックなデザインをしっかりイメージしたものをつくっていただきたいと思いますが、1点、これ要望になりますけども、お願いをしておきたいと思いますが、非常にいろんな御苦労の中で、そして、非常に真剣な御検討の中で、この機械式駐輪場、検討段階に、今この予算の中に載ってきた。これ物すごい感謝をしているところでありますけれども。

1個留意をしていただきたいことがございます。先ほど、トイレの必要性、今、周辺の大学生にも聞きましたけれども、外部から来た大学生にとっては、堺東駅のトイレ、まず存在場所が余りわからない。さらに、トイレを利用している人たちがどこまでいるんだろうということを何人もに聞きましたが、少なくとも、あのトイレ、あんまり今衛生的じゃないような環境にある部分もありますし、日中、余り使われているように見えないんですよね。周辺に商業施設があって、トイレを使うならば周辺の商業施設を使っているということが、今現在あると思います。この根拠データはないそうでありますから、これ、推測でしかないですけれども。私自身でも、夜、あそこのトイレを使うと、非常にちょっと怖さを感じるところでもあります。そういった意味で、実際、今あそこのトイレをどれぐらい使われているんだろうかなという疑問は持たざるを得ない。ただし、ゼロである必要性はないという御見解もあるようですから、トイレ自身はつくっていただくことがあってもいいのかなと思いますが、少しスペースについて、改めてちゃんと御検討いただきたいなと思っております。

機械式駐輪場、各地で私視察をさせていただいておりますが、少なくとも口が1つではだめなんです。2つないと、非常にツリーの中でひっかかったということが出てきたときに、バックアップがきかなくなってしまうと。2つ口がないと、逆に1つしかなくて、何かトラブルがあって、稼働時間がほとんどかからない、使えないということになると、このままいくと、何か機械式駐輪場をつくったはいいけど、ほとんど使えなかったよねということになってしまっては、私としては非常に問題だと思っています。

そういった意味で、ぜひ2つ以上の口があるというのは、各市先進自治体へ聞けば、当然、 2つ以上ないと困りますという声がたくさん出てきますから、スペースをうまいこと議論 していただいて、2つ以上の口をしっかり持った機械式立体駐輪場をつくらないと、言葉、 非常に失礼かもしれませんが、安物買いの云々かんぬんということにならないかなという 懸念をしておりますので、そこは2つ以上の口をしっかり確保して、バックアップもきく、 そういった機械式立体駐輪場をしっかりと設計をしていただく。強く強く要望させていた だいて、次の項目に移らせていただきたいと思います。

空き家対策と中古住宅流通についてお聞きをさせていただきたいと思います。

本市が実施をしている住宅専門家相談において、空き家の所有者からの相談も寄せられているということですが、今年度の空き家に関する相談件数及び相談内容について、どのようになっているか、お示しください。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 本市では、住宅全般の問題でお困りの方を対象にしまして、宅地建物取引士や司法書士、弁護士などによる住宅専門家相談を月1回実施しております。今年度の相談件数は、平成30年2月で47件、うち空き家に関する相談が16件となっております。空き家に関する相談内容の一例としましては、空き家の売買に関する相談や空き家の相続に関する相談などが寄せられています。以上でございます。

◆西 委員 相談はたくさん寄せられているということでありますが、以前もこの委員会でもお話をさせていただいたことがありますが、本市在住で、ほかの政令市に空き家を所有されている方というのが、私に相談に来られたことがあります。その方をその市の議員に紹介して、空き家の処分をお手伝いをさせていただいたこともあります。

また、先日、この委員会で熊本に行かせていただきましたけれども、熊本でとあるまんじゅう屋さんに、ちょっとお土産を買おうと思って入ったときに、お話をしてたら、いや、今息子が堺市南区にいててねという話になりました。つまり、政令指定都市間で、家族は他市にいてるということも多々あると思います。堺市の空き家問題を解決をするためにも、実は熊本市で相談をしたいとか、そういうこともあるかと思います。

そういった意味で、他都市とも連携をして、堺市の相談が熊本市でできる。逆に、堺市で 横浜市の相談もできる。そういった取り組みが有効であると思いますが、どのようにお考え か、お示しください。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 住宅専門家相談などの取り組みを行っている複数の政令 市についてヒアリングを行ったところ、本市と同様、他都市で空き家物件を所有している市 民からの相談や、また市外在住で市内に空き家物件を所有している方についての相談にも 対応しているとの回答でございました。

今後も市内在住の方、また市内に物件をお持ちの方など、幅広く相談に応じている旨の周知を図るとともに、相談内容に応じて他都市とも連携して取り組みを進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ、国交省やほかの政令市の担当の方とも個人的にお話をさせていただいたときに、それはすごい発見でしたというお声をいただいたことがあります。他市の相談を自分の市でできるようにする、自分の市で他市の相談ができるようにする。そういった取り組みをしっかり、実際、今相談に来ている方はいらっしゃるんだと思いますが、いらっしゃるというお答えだったですけれども、ぜひPRをしていただいて、他市の相談も、堺市民

の方であれば堺市でできますよ。それはお互いに助け合いの中でアピールをしていく、そういうこともぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

そういったことが堺市の空き家解消につながってくるんじゃないかなというふうに思いますが、ところで、空き家の相談窓口についてお聞きをしたいと思っています。

今までお話をさせていただいたのは、空き家の所有者の方からの相談でございますが、実は、地域を歩いていると、地域の中で空き家、非常に気になる空き家、たくさんあります。特定空き家、空き家問題というと、今でも、どちらかといえば、崩れかけているお家、きのうも大阪市のほうでも法定代執行あったそうでありますけど、先日は神戸市でもそんな代執行があったということでありますが、そういった代執行のニュースが大きいだけに、空き家問題というと、崩落しかかっているというか、壊れてかけているお家の話ばっかりのイメージがありますが、そうではなくて、もう少し前段階で、まだちょっと管理が行き届いてないなというところの段階で、しっかり流通に戻していくということをしっかりとやっていくことが、地域のために重要だと思っております。

地域から見た場合に、やはり特に袋小路の入り口のところ、空き家になっていると、非常に多くの方、非常に不安な状況になっているという事例もたくさんお聞きをしておりますが、つまり空き家問題というのは、所有者の方だけの問題ではなくて、地域にとっても非常に気になるということが多いと思います。

地域の方々が、どこに相談に行ったらいいか、まだまだ堺市の中でわからないというふう に申し上げざるを得ないと思います。

後ほどお示しをしますが、ホームページで調べても、ほとんどこのことについては相談が 出てきません。そういった意味で、どのような相談窓口があるのか知りたいわけですが、堺 市はどのような相談窓口体制をとっているか、お示しください。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 地域の方々からの空き家相談があった場合は、まず、空き家の活用についての相談、または管理不全の空き家等についての相談など、それぞれの相談内容に応じまして、住宅まちづくり課、各関係所管課及び各区役所が連携して対応しておるところでございます。

空き家の利活用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、不動産専門家や法律専門家の相談窓口などの情報提供を行っているところです。

今後、空き家の相談窓口について、地域の皆様がわかりやすい方法を検討してまいりたい と思います。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ地域の皆さん、特に自治会長の方々とか、あと住民の方でも、このこと に関心を持った方に対して、わかりやすい説明方法をお願いをさせていただきたいと思います。

堺市のページを見ていると、ほとんど空き家の所有者の方向けの相談なんですが、これは 広島市のページでありまして、やはり広島市は暮らしの相談窓口の左側に近所の空き家で 困っている方、そして右側に空き家を活用したい方、こうやって場合分けされているわけで すね。そういった意味で、場合分けをしっかりして、少なくとも相談をされる方は、近所の空き家で困っている方なのか、空き家を活用したい方、自分がどっちなのかということは当然わかっておられるわけですから、そういったことを、場合分けをして説明ができるというようにしていただきたいと思っています。

しかしながら、実は、ちょっと見にくいわけでありますが、堺市のホームページで、空き家対策について調べようと思って、私、グーグルに堺市空き家と入れてみたわけでありますが、1つ目のページは、空き家対策計画について上がっていまして、次も同じPDFですね。その次は、もう既にSUUMOになっていて、次は不動産業者のサイトになっているということになっていました。このサーチエンジン、いろいろと上げ下げする技術もあるわけでありますけれども、加えて、このようなページが上がってくるんであれば、当然一番上のところをクリックをされるというふうに思うわけでありますけれども、このページをあけても空き家等対策計画というものだけが見えるだけで、これ、多分空き家相談できるような内容にはなってない。

この上の住宅というところをクリックしたところで、住宅というところをクリックしても、このようなページが出てきて、ほとんど空き家相談できる状況になっていないと。しつこく申し上げますが、広報の担当者会議とか、タッチポイントとかという議論も皆さんお聞きになっていると思うんですが、こうやって市民の皆さんが検索エンジンでどう入ってくるかということ、当然調べていただいて、そうすると、上げ下げするのはともかくとして、それぞれのサイトを開いたときに、一番上のページにしっかりと市民の皆さんが見れるような情報を置いていただきたいと思います。

少なくとも、私、推測にするに、空き家対策計画を見たい方よりは、多分空き家の相談を したい方のほうが多いんじゃないかなと思うわけですが、しっかりと、やっぱり広島市で検 索をすると、ちゃんと先ほどのページが、広島市、空き家で入れると、3番目に空き家の相 談窓口が出てきます。委員会ですんで、細かいやり方は議論しませんけども、もう少しはユ ーザーフレンドリーになっていただいて、空き家対策のページ、しっかりと検索をできるよ うにしていただかないと、先ほどのフレームという議論をしても、それ以前の問題が、今、 サーチエンジン上で起きてますので、そこのところはぜひお願いをしたいと思っておりま す。

時間がどんどんかかってしまいましたので、ここで空き家対策の項目も終わらせていた だいて、私の質問もここで終わらせていただきます。ありがとうございます。